見 積 書 提 出 依 頼

平成27年2月24日（火）13:30

件　　名	プロジェクター及びスクリーンの購入
業 務 内 容 等	別紙（仕様書）のとおり
履　行　期　限	契約締結日から平成27年3月31日（火）まで
見積書提出場所	総務部　会計課　支出負担行為第一係
見積書提出期限	平成27年3月3日（火）13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局　総務部会計課　支出負担行為第一係
	TEL:098－866－0031（内線）81339
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局　総務部会計課　用度係
	TEL:098－866－0031（内線）81344
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします（発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください）。
備　　考	（1）「オープンカウンター方式実施要領」に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 （2）見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記について御留意下さい。 ・提出日及び件名を記載する。 ・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印（又は社印＋個人名印）を押印する ・金額は消費税まで記載する。（1円未満の端数は切り捨て） （3）契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。 （4）運送費･工事費等、人件費を要する場合は、物件費と分けて記載してください。 （5）支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 （6）グリーン購入法適合の物品であること。 （7）仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡下さい。

（参考）

【オープンカウンター方式の対象案件】

・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格80万円以下の物件の借入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

仕　　様　　書

１．件名

プロジェクター及びスクリーンの購入

２．規格数量および仕様

規格	数量
プロジェクター及びスクリーン調達 （詳細は以下に記す）	一式

(1) 調達物品

ア　調達を行う装置については、表1のとおりとする。

(2) 設置工事

ア　受注者は、第一種又は第二種電気工事士を配置し作業することとする。

イ　受注者は、表2のとおり設置作業を行うこととする。

（表1）

規格 メーカー、型式及び型番	数量
エプソン　プロジェクター　【EB-1776W】	2 台
オーエス　電動式スクリーン　【SEP-100VM-MRW1-WG103】	1台

（表2）

規格
天井へのプロジェクター用コンセントの増設
天井及び壁面への VGA 及び HDMI 接続口の増設
天井へのプロジェクターの設置および配線
天井へのスクリーン設置及び配線
プロジェクター及びスクリーンの動作確認

３．電動式スクリーンの設置場所

沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎2号館　10階　研修室兼会議室

【設置方法等は本仕様書によるほか、別添「プロジェクター及びスクリーン設置箇所」によること】

４．履行期間

契約締結日　～　平成27年3月31日

５．監督職員

監督職員は、内閣府沖縄総合事務局財務部財務課職員とする。

６．不適合工事

受注者が、仕様書に示す事項に適合していない工事を行った場合、監督職員は是正を命ずることができる。この場合における費用は、受注者の負担とする。

７．危険防止の措置

(1)　受注者は工事の実施にあたり、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

(2)　工事を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、

危険防止に必要な措置を監督職員に報告の上、監督職員からの指示のとおり措置を講じ、事故の防止に努めること。

(3) 機械及び資材等の搬入及び作業中において、建築物又は工作物等が破損することのないよう十分な養生を行うこと。

(4)

８．工事の完了

受注者は工事完了後、任意様式の施工前、施工中及び施工後の写真表を作成し、取扱説明書等を製本の上完成図書を2部作成し提出すること。

９．経費負担の範囲

調達物品の搬入、設置、設定、動作確認、既設物品の搬出、廃棄等に要する費用は、すべて受注者側の負担とする。

10．賠償責任

受注者は、工事従事者の故意又は過失によって、建築物又は工作物を破損した場合は、発注者へ損害賠償を行わなければならない。

11．その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と十分な協議を行い決定するものとする。

プロジェクター及びスクリーン設置箇所

○プロジェクターは天吊設置。

○スクリーンは研修室兼会議室内の既存のスクリーンBOX【幅:約2650mm】に設置。
スクリーンBOX内に電源プラグ差し込み口あり。

※参考写真【天井備え付けスクリーンBOX】